

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産はまぐりのプロメトリン及びベトナム産えびのオキシテトラサイクリン)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成28年3月25日付け生食輸発0325第1号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

1. 中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
二枚貝(あさり及びはまぐりに限る。)及びその加工品		プロメトリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメトリンが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
あさり及びその加工品		プロメトリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメトリンが検出されるおそれがあるため。

に改める。

2. ベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロラムフェニコール フラゾリドン エンフロキシシン オキシテトラサイクリン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンフロキシシン、オキシテトラサイクリン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びエンフロキシシンが残留しているおそれ並びに基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロラムフェニコール フラゾリドン エンフロキシシン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンフロキシシン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びエンフロキシシンが残留しているおそれがあるため。

に改める。